

滞在先での不在者投票用紙請求の流れ

投票日当日に、仕事やレジャーなどで千代田区外に滞在されている方は、投票用紙をあらかじめ取り寄せ、滞在先の選挙管理委員会で、不在者投票をすることができます。

投票用紙の請求から投票までの流れは、次のとおりです。

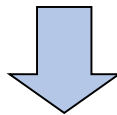
(1) 千代田区選挙管理委員会へ投票用紙一式を請求する

① 書面で請求をする方法

「投票用紙請求書（宣誓書）」に、必要事項を記入（自書）します。千代田区選挙管理委員会へ直接又は郵送で、投票用紙一式を請求してください。（FAXやメールでは、請求できません）

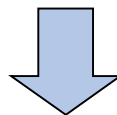
② オンラインで請求をする方法

マイナポータルアプリケーションの「さがす」から選挙と検索し、「名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求」へ進み、投票用紙一式を請求してください。



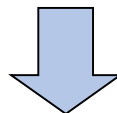
(2) 千代田区選挙管理委員会で投票要件を確認した後、告示日(1/26)以降に、滞在地のご本人あてに、投票用紙一式をレターパックでお送りします。

※ 開封すると無効になる封筒が入っていますので、ご注意ください。



(3) 郵送された投票用紙一式を、滞在地の選挙管理委員会へお持ちいただき、係員の立会いのもとで、投票します。

※ 投票用紙に記入してから選挙管理委員会に持参した場合、受理されずに無効となりますので、ご注意ください。



(4) 投票した投票用紙は、滞在地の選挙管理委員会から千代田区選挙管理委員会へ送付されます。

※ 投票用紙が投票日(2/2)の投票終了時刻(午後8時)までに届かない場合は無効になります。できるだけ早めに投票してください。